

年末・年始の業務取扱いについて（お知らせ）

標記の件について、下記のように取扱いさせていただきますので、各種届書や請求書（**誤記・記入漏れ等ないように!**）を、出来るだけ早くご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

* 現金給付関係

12月20日（水）受付分まで … 【12/26（火）支払予定】

※ 内容によっては、年明け以降の処理になる
場合があります。

* 適用関係

12月27日（水）午前中受付分まで … 【年内処理】

なお、年末・年始の休日は、令和5年12月29日（金）～令和6年1月4日（木）までとさせていただきます、令和6年1月5日（金）からは平常業務となりますので、ご了承くださいませようをお願いいたします。